

第3次芦屋町地域福祉計画策定方針について

1 計画策定の趣旨

(1) 目的

人口減少と少子高齢化が急速に進展していく中で、社会・経済情勢の変化とともに、芦屋町においても少子高齢化、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯といった社会から孤立しがちな人々が増加してきたこと、生活形態や価値観が多様化したことにより、人と人、人と地域の繋がり希薄化が進み、地域において様々な課題が生じています。

芦屋町では、地域の様々な問題、課題の解決にあたり、地域住民・福祉サービス事業者・行政などが一体となって取り組み、「ともに生きる地域社会づくり」を目指すための「理念」と「取組」を明らかにした芦屋町地域福祉計画（平成26年度～平成30年度）を平成26年3月に策定し、平成30年度に行った改訂（第2次）を経て、行政と住民が協働して、「公助」、「共助」、「自助」の役割を区分し、全ての住民が安心して暮らすことができる地域づくりを目指してきました。

これまで地域の様々な課題や困難な事案に対しては、行政や関係機関を中心とする公的なサービス等（公助）で解決、充実が図られてきましたが、行政サービスだけでは対応できない課題や「制度の狭間」にある課題も散見されます。

こうした背景から、国は社会福祉法を改正し、地域福祉を推進する理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者（地域住民等）自らが把握し、関係機関との連携による解決が図られる「地域共生社会」の実現に取り組む姿勢を明確にしました。

また、市町村においては、地域住民等が地域福祉活動へ参加促進する環境整備や各福祉分野を超えて地域生活課題について、総合的に相談に応じ、関係機関と連携する包括的・重層的な支援体制整備に努めることが求められています。

このような背景の中、現計画の計画期間が令和6年3月末で終了するため、現計画に掲げている取り組み状況の評価を行い、国や社会動向の変化を踏まえ、内容を見直し、新たに「第3次芦屋町地域福祉計画」を策定するものです。

(2) 地域福祉計画の法的位置付け

市町村地域福祉計画は社会福祉法第107条により、市町村に策定の努力義務が課せられた計画であり、福岡県では60市町村すべてが策定済みとなっています。

また、高齢者、障がい者、児童、及び生活困窮者その他各福祉分野における共通事項を定める計画であり、各種の福祉計画の上位計画とされています。

2 芦屋町における地域福祉計画の位置付け

第3次芦屋町地域福祉計画は、第6次芦屋町総合振興計画を上位計画とし、各分野の福祉計画（高齢者福祉計画（介護保険事業計画（福岡県介護保険広域連合））、障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等）が共通して取り組むべき事項を記載する、「福祉分野の上位計画」として位置付けます。

そのため、第3次芦屋町地域福祉計画に盛り込むべき事項と各福祉分野の計画が重なる部分については、既定計画の一部をもって地域福祉計画の一部とみなすこととし、各福祉計画における事務事業レベルの取り組みについては、重複を避けるため、今回策定する地域福祉計画には具体的事項を記載せず、別途巻末資料などで各福祉計画の取組項目を記載することとします。

したがって、第3次芦屋町地域福祉計画では地域福祉の理念や理念を実現するための取り組み、各福祉計画が共通して取り組む地域福祉の推進に関する事項を定めます。また、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、住民全てを対象に、地域における福祉活動を推進するための計画となります。

3 計画期間

令和6年度を初年度として、令和10年度までの5年間を計画期間とします。



4 計画の策定体制

計画策定にあたっては、地域の福祉の関係者、住民代表、学識経験者で構成する「芦屋町地域福祉計画推進委員会」に諮問し、計画素案などについて調査・審議し、町に答申していただきます。また、関係課（係）の職員によるワーキンググループを設置し、計画素案等の検討を行います。

※ワーキンググループの構成は、高齢者支援係、障がい者・生活支援係、子育て支援係の各福祉分野に加えて、地域振興・交通係（自治区）、社会教育係（ボランティア活動支援）を想定しています。

5 計画策定業務

策定業務はコンサルタントに委託（プロポーザルにて決定）し、必要な業務支援を受けます。事務局は福祉課高齢者支援係とします。

6 計画策定方法

社会福祉法第 107 条第 2 項「(略) 計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努める (略)」に基づき、芦屋町住民参画まちづくり条例に基づく住民参画の手法を取り入れることとします。

- (1) 住民アンケート (20 歳以上の住民 2,000 人 (無作為抽出) を対象)
- (2) 分野別課題調査 (福祉関係団体等への調査) : 区長会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会、介護サービス事業者等連絡会、地域包括支援センター、障がい者相談員、障がい福祉サービス事業所の専門職、保育所・幼稚園・小中学校の保育士もしくは教諭、ボランティア団体の代表者 (手をつなぐリボンの会、あしたの会など)、社協職員、役場関係課職員等)
- (3) 計画素案に対するパブリックコメント
- (4) 地域福祉計画推進委員会における調査・審議

7 スケジュール

別紙のとおり

8 その他

(1) 第 3 次地域福祉計画と一体的に策定する計画

①市町村自殺対策計画

【参考：自殺対策基本法第 13 条第 2 項】

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画 (次条において「市町村自殺対策計画」という。) を定めるものとする。

②成年後見制度利用促進基本計画 (市町村計画)

【参考：成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項】

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

③地方再犯防止推進計画

【参考：再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項】

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画 (次項において「地方再犯防止推進計画」という。) を定めるよう努めなければならない。